

上場有価証券等書面 新旧対照表

2022年7月19日改定

(下線部変更)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 表題 上場有価証券等書面 | 表題 上場有価証券等書面 <u>(外国株式店頭取引)</u> |
| ○この書面には、 <u>国内外</u> の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。 | ○この書面には、 <u>国外</u> の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。 |
| ■上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。 <u>・取引所金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理</u> ・当社が自己で直接の相手方となる売買 ・上場有価証券等の売出し | ■上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。 (新設) ・当社が自己で直接の相手方となる売買 ・上場有価証券等(外国証券)の売出し |

別紙 手数料等について

| 新 | 旧 |
|---|-------------|
| <p>◆<u>国内の金融商品取引所に上場されている上場有価証券等</u></p> <p><u>国内の取引所金融商品市場に上場有価証券等（株券、新株予約権証券、投資信託及び投資証券等が対象です。）の売買等を取次ぐ場合にお支払いいただく委託手数料等の上限額は、次のとおりです。</u></p> <p><u>【金融商品取引所への委託取引の取次ぎ】</u></p> <p><u>委託手数料等の上限額は、1,070円（税抜973円）になります。</u></p> <p><u>※この「手数料等について」にて、ご説明いたしました手数料等にかかる消費税に円単位未満の端数が生じた場合には切捨てるものといたします。</u></p> <p><u>【当社との店頭取引】</u></p> <p><u>当社が提供する国内の金融商品取引所に上場されている株券等（投資信託等を含みます。）の店頭取引に係る手数料等は、以下のとおりです。</u></p> <p><u>(1) 取引価格</u></p> <p><u>当社は、以下に記載する参照価格に基づき、お客様との間における「取引価格」を合理的かつ適正な方法で算出いたします。</u></p> <p><u>① 参照価格</u></p> <p><u>当社が指定する情報配信ベンダーから提供される東京証券取引所における直近の気配値又は取引値段を参照価格といたします。</u></p> <p><u>② 取引価格</u></p> <p><u>お客様の取引時間に応じた参照価格を基準値として、この基準値に対して「スプレッド」を乗じて、買付の場合は基準値にスプレッドを加算した金額、売付の場合は基準値からスプレッドを減算した金額を、それぞれ買付と売付の「取引価格」といたします。</u></p> <p>◆<u>当社のスプレッド</u></p> <p><u>基準値に対し最大0.5%を乗じた価格といたします。</u></p> <p><u>(2) 売買手数料</u></p> <p><u>上記の取引価格にはスプレッドが含まれているため、売買手数料は頂戴いたしません。</u></p> | <p>(新設)</p> |